

「三重県道路交通法施行細則の一部改正」骨子（案）

平成22年8月2日

三重県警察本部交通部交通指導課

1 三重県道路交通法施行細則を改正しようとする趣旨

平成20年6月1日に改正告示された「交通の方法に関する教則」において「自転車の安全利用のための通行方法等に関するもの」のうち「第3章第2節」において

- 片手運転（携帯電話の電話等によるものを含む。）やヘッドホンの使用等をした状態での運転など危険な運転をやめるべきこと

について規定がなされました。

しかし、運転中の携帯電話使用の禁止規定は、道路交通法（以下「法」と言う。）において自動車、原付車に対象が限られており、道路を自動車等と一緒に走行する自転車については「運転中の携帯電話の使用」を直接禁止する規定はこれまでありませんでした。

また、平成21年9月から平成22年2月末まで実施した「自転車利用者の交通ルール・マナーの遵守状況の調査及び自転車の走行環境等の調査業務」の結果、自転車運転中の携帯電話の使用やヘッドホンを使用して音楽等を聞く行為が目立ち、自転車の交通秩序の整序化が図られていない現状にありました。

法第71条第6号の規定では、都道府県公安委員会（以下「公安委員会」という。）は、当該公安委員会が管轄する都道府県における道路又は交通の状況に対応するため、法第71条第1号から第5号の5までに掲げるもののほか、道路における危険を防止し、その他の交通の安全と円滑を図るために必要と認めるときは、運転者の遵守事項を定めることができるとされており、自転車を含む車両運転者の道路における危険を防止し、交通事故を防止する観点から

- 携帯電話等で通話等をしながら自転車を運転する行為の禁止
- 両耳をふさぐものを使用して安全な運転に必要な交通に関する音声が聞こえない状態で、自転車を運転する行為の禁止

を今回、三重県道路交通法施行細則に規定するものであります。

2 改正の要点

三重県道路交通法施行細則第16条（運転者の遵守事項）に次の1号を追加します。

「携帯電話用装置を手で保持して通話のために使用しながら、若しくは画像表示用装置の画像を注視しながら、又はヘッドホン、イヤホンその他の両耳をふさぐものを使用して安全な運転に必要な交通に関する音声が聞こえないような状態で、自転車を運転しないこと。」

（罰則 道路交通法第120条第1項第9号 5万円以下の罰金）